

後期高齢者医療制度の保険料と保険証

平成 26 年度保険料を 7 月に個別にお知らせします

※ 保険料の計算方法

均等割 【1人当たりの額】 51,472 円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 25 年中の所得 - 33 万円) × 10.52%	=	1 年間の保険料 (100 円未満切り捨て)
------------------------------	---	---	---	---------------------------

- 1 年間の保険料の上限額は、57 万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

後期高齢者医療の保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成 26 年 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。7 月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、現在お持ちのピンク色の保険証を破棄し、黄緑色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成 27 年 7 月 31 日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場担当係までお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成 27 年 7 月 31 日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町 1 丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7 年 7 月 7 日
資格取得年月日	平成 20 年 4 月 1 日
発券期日	平成 20 年 4 月 1 日
交付年月日	平成 26 年 7 月 1 日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印 (朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

新しい保険証の色は黄緑色です

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限も平成 26 年 7 月 31 日をもって満了となります。有効期限は保険証と同じく 1 年間です。

なお、世帯の中に未申告状態の方がいる場合については、減額認定証を発行できませんのでご注意ください。

- 引き続き交付対象に該当する方…7 月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8 月 1 日からは、現在お持ちの水色の減額認定証を破棄し、黄色のものをご使用ください。
- 新たに必要となる方…下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場担当係へ申請してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成 26 年 8 月 1 日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町 1 丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7 年 7 月 7 日
発券期日	平成 26 年 8 月 1 日
有効期日	平成 27 年 7 月 31 日
適用区分	区分 II
長期入院該当年月日	平成 26 年 8 月 1 日 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印 (朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

新しい減額認定証の色は黄色です

区分 I	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が 0 円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方
区分 II	世帯全員が住民税非課税である方